

第11回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

■連結計算書類

連 結 持 分 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表

■計算書類

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

キュービーネットホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称	第 1 回新株予約権（2016年 9 月 29 日取締役会決議）
新株予約権の数	1,740個 （注） 1
保有人数 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	2 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 174,000株 （注） 1
新株予約権の発行価額	新株予約権 1 個につき735円
新株予約権の行使価額	新株予約権 1 個につき52,000円 （普通株式 1 株につき520円） （注） 2
新株予約権の行使期間	2017年11月30日から2026年 9 月 29 日まで
新株予約権の主な行使条件	（注） 3

（注） 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価格の調整を併せて行う場合には、調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行又は当社が保有する普通株式の処分（ただし、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当ての場合、合併等により新株を発行又は自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処

分前において当社が保有する普通株式の数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

3. ① 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年6月期から2019年6月期の3事業年度におけるいずれかの期のEBITDAが2,000百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の判定に用いるEBITDAとは、営業利益に調整項目（減価償却費、資産除去費用償却費、ソフトウェア償却費、商標権償却費、のれん償却費、研究開発資産償却費、長期前払費用償却費、リース資産償却費、資産除去履行差額、資産除去債務利息費用）の額を加算した金額とし、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (ii) 当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (iii) 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - (iv) 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注3において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ④ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- ⑤ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

(ii) 本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

(iii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合

⑦ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日までの間は、本新株予約権を行使することができない。

(ii) 当該上場日から起算して3年間は、割当てを受けた本新株予約権の70%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(iii) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。

ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記（i）乃至（ii）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。

⑧ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下、この注3において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注3において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

2. 当事業年度中に当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議した内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社及び当社子会社は、取締役会を定例開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
 - ・ 当社の監査等委員及び当社子会社の監査役は、関連法令、定款及び社内ルールの遵守状況を監査するため、取締役会等の重要会議に出席する他、実地により監査する体制とする。
 - ・ 法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、当社においてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社及び当社子会社の各コンプライアンス責任者等により構成され、法令遵守に関する基本方針及び必要な取組み内容を決定し、実行する。また、コンプライアンス委員会は、基本方針並びに取組みの内容及び実施状況について、必要に応じて進捗状況を取締役に報告する。
 - ・ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成を図るため、関連法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するための教育・研修を実施する。
 - ・ 当社は、被監査部門等に対する十分な牽制機能を確保するために、代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査等委員会とも連携し、使用人の職務執行の適正性に加え、法令、定款及び諸規程の遵守状況に対する監査を実施する。
 - ・ 当社において内部通報窓口を設置し、当社及び当社子会社の使用人は法令に違反する不正行為等を発見した場合には当該窓口に通報しなければならない。
 - ・ 当社及び当社子会社は「個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適切な管理と保護に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る各種文書及び帳票類等については、法令及び社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理する。
 - ・ 取締役及びその他の関係者が、株主総会及び取締役会その他重要な会議の議事録並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類等を常時閲覧できるよう適切に保存、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社及び当社子会社の取締役は、当社及び当社子会社に損失を及ぼす可能性のあるリスクの管理のために必要な体制を構築し維持する。
 - ・ 各部門の所管業務に関連するリスクについては、当該部門が管理を担当し、個別規程及びマニュアル等を整備するとともに、必要に応じて使用人に対する教育・研修等を行う。
 - ・ 当社及び当社子会社の取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、当該リスクが発現した場合にはその損失を最小限にとどめるために必要な対応を迅速に実行する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社及び当社子会社は、取締役会において経営方針等の重要な事項についての意思決定を行う他、各取締役からの業務の執行状況に係る報告を通じて企業集団としての業務執行状況を統制する。
 - ・ 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等において業務の分掌、決裁権限及び決裁手続き等を定め、当社及び当社子会社における責任範囲の明確化と権限委譲を行うことで、意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 企業集団における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して必要に応じて当社取締役（監査等委員を除く。）を派遣し、子会社における業務の執行を監督するとともに、当社監査等委員会が調査する。
 - ・ 当社において子会社を管理する主管部門を定め、当該主管部門は子会社における重要事項について子会社による報告を義務付けるとともに、必要に応じて協議を行う。
 - ・ 関係会社の業務執行については、「関係会社管理規程」に従い、適正に情報の収集及び管理を行うものとする。また、その運営状況は必要に応じて監査等委員会の監査対象とする。
 - ・ 当社の内部監査室により、当社の子会社における業務執行の適正性に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、その補助すべき目的に応じた知識、経験を勘案して選任配置するものとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立を確保するため、補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で遂行することとする。
 - ・ 当該使用人の人事異動、評価等を行う場合は、予め監査等委員会に報告し意見を求めるものとする。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
 - ・ 当社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れのあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときに、監査等委員会が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱いを受けることのないよう体制を整備する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
 - ・ 監査等委員会が職務遂行に必要であると判断した場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に依頼する場合に必要な監査費用を認めることとする。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、当社の代表取締役及び取締役（監査等委員を除く。）並びに当社子会社の代表取締役及び取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制とする。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室から当社及び当社子会社の各部門に対する内部監査の内容について共有するために定期的な会合を開催する他、内部監査室とともに往査を実施する等により相互連携を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認や四半期毎の会計監査結果の報告を受けるために定期的な会合を開催する。また、必要に応じて会計監査人による期中監査及び期末監査に同席し、都度、説明を受ける等相互連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主な取組みは次のとおりであります。

① 取締役会

- ・取締役会を15回開催し、法令及び定款に定める事項及び重要な業務執行に関する事項等を決議し、取締役の職務の執行状況について監督を行っております。
- ・監査等委員の取締役については、専門的な知見と豊富な経験に基づき積極的に意見を述べており、取締役会の監督機能の強化を図っております。

② 監査等委員会の監査体制

- ・監査等委員会を14回開催し、監査方針及び監査計画等を協議・決定しております。
- ・監査等委員は取締役会に出席する他、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、さらに会計監査人、内部監査室、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。
- ・内部監査室が監査等委員会の職務を補助しており、監査等委員会と内部監査室は相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。

③ コンプライアンス委員会

- ・当社はコンプライアンス規程に基づき、当社取締役管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- ・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関わる事案の共有及び再発防止策の精査等、全社的なコンプライアンス上の議題について協議しております。

④ 内部監査室

- ・業務執行部門から独立した内部監査室は、監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。
- ・監査結果は、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

連結持分変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
					在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	新株予約権	合計		
当期首残高	1,352	4,502	7,733	△0	526	－	56	582	14,170	14,170
当期利益	－	－	1,022	－	－	－	－	－	1,022	1,022
その他の包括利益	－	－	－	－	△181	△4	－	△185	△185	△185
当期包括利益合計	－	－	1,022	－	△181	△4	－	△185	836	836
新株の発行（新株予約権の行使）	21	21	－	－	－	－	△11	△11	30	30
剰余金の配当	－	△354	－	－	－	－	－	－	△354	△354
自己株式の取得	－	－	－	△0	－	－	－	－	△0	△0
所有者との取引額合計	21	△333	－	△0	－	－	△11	△11	△324	△324
当期末残高	1,373	4,168	8,755	△0	345	△4	44	385	14,683	14,683

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

キュービーネット株式会社

QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.

QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.

QB House (Hong Kong) Limited

台和捷麗有限公司

QB HOUSE USA INC.

QB HOUSE CANADA INC.

QB HOUSE VIETNAM COMPANY LIMITED

QB HOUSE MALAYSIA SDN.BHD.

(3) 連結の範囲の変更にに関する事項

当連結会計年度より、2024年11月に設立したQB HOUSE VIETNAM COMPANY LIMITED及びQB HOUSE MALAYSIA SDN.BHD.を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

(5) 重要性がある会計方針

① 連結の基礎

当社グループの連結計算書類は、当社及び子会社の計算書類を含めております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の計算書類に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

② 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において損益として計上しております。

③ 外貨換算

(ア) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。

(イ) 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算により生じた差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

④ 金融商品

(ア) デリバティブを除く金融資産

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルに基づき資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払に関わるキャッシュ・フローのみが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

(a) 以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値の変動額を純損益として認識しております。

(c) 金融資産の認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅した場合又は譲渡により実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、支配を保持していない場合には、当該金融資産の認識の中止を行っております。

(イ) デリバティブを除く金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接起因する取引コストを控除して測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか又は失効した場合に認識を中止しております。

(ウ) 金融資産の減損

当社グループは、金融資産の減損の認識にあたって、報告期間の末日毎に償却原価で測定する金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかに基づいております。具体的には、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。ただし、営業債権については、簡便的に過去の信用損失に基づいて、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。

- ・金融資産の外部格付
- ・内部格付の格下げ
- ・売上の減少等借手の営業成績の悪化
- ・親会社、関連会社からの金融支援の縮小
- ・延滞（期日超過情報）

また、予想信用損失は、契約上受け取ることのできる金額と受取が見込まれる金額との差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

（エ）デリバティブ及びヘッジ会計

（a）デリバティブ

当社グループは、金利の変動によるリスクをヘッジするため、金利スワップのデリバティブ取引を利用しております。デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末時の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していない又はヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しております。デリバティブ金融資産は「その他の金融資産」に、デリバティブ金融負債は「その他の金融負債」にそれぞれ分類しております。

（b）ヘッジ会計

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ手段とヘッジ対象の関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、正式に指定及び文書化を行っております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素としてその他の包括利益累計額に累積しております。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えております。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しております。

⑤ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

⑥ 有形固定資産

(ア) 認識及び測定

有形固定資産の測定については、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体及び除去に係る原状回復費用が含まれております。

有形固定資産が複数の構成要素からなり、それぞれの耐用年数が異なる場合には、別個の有形固定資産として計上しております。

(イ) 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物 4～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は期末日毎に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

⑦ のれん及び無形資産

(ア) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「② 企業結合」に記載しております。

のれんの償却は行わず、毎第4四半期会計期間中に減損テストを実施しております。また、減損の兆候が存在する場合には、その都度減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については、「⑨ 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の期間に戻入れは行いません。また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(イ) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ ソフトウェア（自社利用分） 5年

耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は期末日毎に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

⑧ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、店舗不動産に係るリース契約及びその他のリース契約はリース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

⑨ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能でない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に結合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように結合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入れいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れれます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れれます。

⑩ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借店舗・事務所等に係る原状回復義務に備え、過去の原状回復実績を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して見積り、計上しております。

⑪ 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

⑫ 収益認識

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

売上収益は、サービスの提供等から受領する対価の公正価値から、値引き、割戻し及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。主な売上収益区分毎の認識基準は、以下のとおりであります。

当社グループの主要な事業はヘアカットサービスであります。履行義務は当社グループの店舗において、顧客のヘアカットサービスを完了することであり、直営店売上に含まれるヘアカット売上については、店舗において、顧客からの注文に基づきヘアカットサービスを提供し、顧客へのサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

業務受託売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店の店舗運営を業務受託することにより対価を得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロイヤリティ売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店に対する店舗運営に関する一定の指導援助等により、ロイヤリティを得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑬ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(非金融資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,578百万円
使用権資産	7,138百万円
のれん	15,430百万円
無形資産	157百万円
減損損失（注）	5百万円

（注）連結損益計算書の「その他の営業費用」に含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① のれんの減損

当社グループは、のれんについて、毎第4四半期会計期間中及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。

当社グループはのれんの減損テストにあたり、のれんを国内事業セグメント及び海外事業セグメントの2つの資金生成単位グループに配分しております。当該資金生成単位グループの回収可能価額は、処分コスト後の公正価値に基づいて算定しており、当連結会計年度における事業セグメントの変更に伴い、当連結会計年度よりインカム・アプローチ及びマーケット・アプローチの結果を勘案して決定しております。

インカム・アプローチは、取締役会で承認された5か年の中期経営計画及び中期経営計画期間後の長期成長率を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いた継続価値を加味して算定しております。

この中期経営計画は、過去の実績値及び外部環境とも整合性を取ったうえで策定しており、主要な仮定は店舗数、来店客数及び割引率であります。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率を使用しております。また、長期成長率は資金生成単位の属する国におけるインフレ率等を勘案して決定しております。

	国内事業	海外事業
税引前の割引率	9.0%	11.5%
長期成長率	1.0%	2.2%

マーケット・アプローチは、当社株式の相場価格に基づいた企業価値から有利子負債等を調整して算定しております。

なお、当該公正価値ヒエラルキーはレベル3であります。

② 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を資金生成単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ及び回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いた使用価値により測定しており、当該資産グループにおける将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについては、使用価値をゼロとして算定しております。将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された翌年度の予算を基礎として、その後の期間は将来の不確実性を考慮した成長率に基づき、売上収益等を見積っており、主要な仮定は来店客数及び割引率であります。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率（国内事業9.0%、海外事業11.5%）を使用しております。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2百万円
その他の金融資産	－百万円

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	4,866百万円
使用権資産	7,136百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 13,182,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	354百万円	27円00銭	2024年 6月30日	2024年 9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2025年9月22日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	461百万円	35円00銭	2025年 6月30日	2025年 9月24日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 413,100株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替変動リスク・金利変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引の利用を為替変動リスク又は金利変動リスクの回避を目的とする場合に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に、当社グループが負う財務上の損失リスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し管理しております。

当社グループは、F C加盟店オーナー等に対し営業債権等の形で信用供与を行っております。F C加盟店オーナー等の信用状況の悪化や経営破たんにより、営業債権等が回収不能となる信用リスクに晒されております。

また、当社グループの大部分の店舗につき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、差入保証金は取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めておりますが、取引先の信用リスクに晒されております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰計画を作成する方法により管理しております。また、取引金融機関とコミットメントラインを締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

④ 為替変動リスク管理

当社グループは、海外でも事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替の変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するための為替予約や通貨スワップ等は利用しておりませんが、為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

⑤ 金利変動リスク管理

当社グループの借入金のうち、変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払金利の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。また、固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために変動金利及び固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。また、市場金利の動向を常時モニターし、損益に与える影響を試算しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

① 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法又はその他の適切な評価方法により見積っております。

(ア) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金、その他の金融負債（流動）

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(イ) その他の金融資産

償却原価で測定される金融資産は、主として差入保証金により構成されており、これらの公正価値については、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差し入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ウ) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しております。また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(エ) 金利スワップ

取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しております。

② 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産又は負債について、直接的又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

③ 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合には、開示を省略しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値 (レベル2)
償却原価で測定される金融資産		
その他の金融資産		
差入保証金 (注) 1	2,036	2,006
償却原価で測定される金融負債		
借入金		
長期借入金 (注) 2	8,822	8,756

(注) 1. 1年以内に返還予定の残高を含んでおります。

2. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

④ 経常的に公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定される金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値				
で測定される金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ	—	6	—	6

(注) 当連結会計年度において、公正価値レベル間の重要な振替は行われておりません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループはヘアカット専門店の運営及びこれに付随する事業を行っております。

ヘアカット事業の顧客との契約に基づき分解したセグメント別の収益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
直営店売上	19,983	4,908	24,891
業務受託売上	364	—	364
ロイヤリティ売上	171	—	171
その他	115	0	116
顧客との契約から認識した収益	20,634	4,908	25,543

売上収益は、サービスの提供等から受領する対価の公正価値から、値引き、割戻し及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。主な売上収益区分毎の認識基準は、以下のとおりであります。

当社グループの主要な事業はヘアカットサービスであります。履行義務は当社グループの店舗において、顧客のヘアカットサービスを完了することであり、直営店売上に含まれるヘアカット売上については、店舗において、顧客からの注文に基づきヘアカットサービスを提供し、顧客へのサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。対価については、概ね履行義務の充足時点にて支払いを受けております。

業務受託売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店の店舗運営を業務受託することにより対価を得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

ロイヤリティ売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店に対する店舗運営に関する一定の指導援助等により、ロイヤリティを得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（売掛金）であり、その残高は下記のとおりであります。

売掛金

1,179百万円

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループは、ヘアカットサービスを提供しているため、重要な残存履行義務はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

1,113円90銭

(2) 基本的1株当たり当期利益

77円84銭

(3) 希薄化後1株当たり当期利益

76円44銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,352	3,391	1,110	4,502	196	196	△0	6,051	56	6,107
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の 行使）	21	21	—	21	—	—	—	42	—	42
剰余金の配当	—	—	△354	△354	—	—	—	△354	—	△354
当期純損失	—	—	—	—	△51	△51	—	△51	—	△51
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	△11	△11
当期変動額合計	21	21	△354	△333	△51	△51	△0	△363	△11	△375
当期末残高	1,373	3,412	756	4,168	145	145	△0	5,687	44	5,731

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からのロイヤリティ収入となります。当社は契約で定められた期間にわたり、当社子会社に対して商標権を使用許諾する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

4,790百万円

関係会社株式評価損

－百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式はすべて市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理を行います。

関係会社株式の実質価額が著しく低下している場合における関係会社株式の評価は、取締役会で承認された各関係会社の翌年度予算を基礎とした事業計画を使用しており、主要な仮定は来店客数であります。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において評価損を計上した関係会社株式はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権

587百万円

短期金銭債務

15百万円

(3) 関係会社に対する保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
キュービーネット株式会社	8,850百万円	借入債務
合 計	8,850百万円	

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

409百万円

営業費用

5百万円

営業取引以外の取引による取引高

9百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

157株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損

55百万円

未払決算報酬

2百万円

未払事業税等

3百万円

税務上の繰越欠損金

17百万円

その他

2百万円

繰延税金資産小計

81百万円

評価性引当額

△55百万円

繰延税金資産合計

26百万円

繰延税金資産の純額

26百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年7月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年7月1日以後に開始する事業年度より、31.5%となります。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キュービーネット株式会社	所有 直接 100.0%	債務の保証 商標使用契約 資金の貸付 役員の兼務	子会社の銀行借入に対する債務の保証 (注) 1	8,850	—	—
				ロイヤリティ収入 (注) 2	409	未収入金	38
				貸付金の返済 (注) 3	400	関係会社 短期貸付金	400
				貸付金利息収入 (注) 3	3	—	—
子会社	QB HOUSE USA INC.	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼務	貸付金 (注) 3	—	関係会社 短期貸付金	115
				貸付金利息収入 (注) 3	5	—	—

- (注) 1. キュービーネット株式会社の銀行借入に対して債務の保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 商標等に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 資金の貸付は、市場金利等を勘案した利率にて行っております。

(2) 役員等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	431円46銭
(2) 1株当たり当期純損失	3円91銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。